(3)減免状況

区	分	人員	所得金額	軽減又は 免除税額
租税特別措置法の該当規定によるもの		人	千円	千円
第25条(肉用牛の売却によ	る農業所得の免税)	5,932	7,820,112	860,219
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条(所得税の軽減免除)の規定によるもの		-	_	-
合	計	5,932	7,820,112	860,219

調査対象等: 平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。)の事績を平成14年3月31日現在で示したものである。